

公 示 書

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所において、自動販売機（飲料）の営業を希望する者の公募を次のとおり公示します。

平成28年11月15日

国土交通省北陸地方整備局
千曲川河川事務所長 堤 達也



- 1 対象事業者
国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所において自動販売機（飲料）の営業を希望する者
- 2 対象施設
国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所
所在地 長野県長野市鶴賀字峰村74番地
電 話 026(227)7611
- 3 業務期間
平成29年4月1日～平成30年3月31日
ただし、必要に応じ、5年を超えない範囲内で下記4による国有財産使用許可期間を更新し、業務を行うことができる。
なお、業務の開始時期については、変更もあり得る。
- 4 国有財産の使用許可
本業務を行う者は、業務に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- 5 申請書関係説明資料の交付及び申請内容個別説明
公示後、自動販売機（飲料）の営業を希望する者は、申請書等についての資料の交付及び個別説明を平成28年11月28日（月）から平成28年12月12日（月）までの9：00から16：00までの間、千曲川河川事務所 総務課において行うので、電話で日時を確認の上、必ず受けること。
個別説明を受けなかった者については、申請への参加は認めない。

6 営業の条件

別紙「営業条件」のとおり

7 参加資格

- (1) 長野県内に本支店等の営業拠点を有すること。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続き及び再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び（4）から（7）まで定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

8 提出書類

- (1) 千曲川河川事務所における自動販売機営業申請書
- (2) 添付書類
 - ① 会社等概要（個人の方は市販の履歴書を添付）
 - ② 過去5年間の社会的信用失墜行為の有無
 - ③ 店舗別営業開始日一覧表
 - ④ 過去3年間の保健所からの指導事項及び改善措置状況
 - ⑤ 経営規模等調査票
 - ⑥ 納税証明書（法人の場合）法人税、消費税及び地方消費税（その3の3）
（個人の場合）申告所得税、消費税及び地方消費税（その3の2）
 - ⑦ 法人の場合→商業登記簿謄本、個人の場合→身分証明書（市町村発行）
 - ⑧ 直近3期分の決算書 法人の場合→貸借対照表、損益計算書、利益処分書
個人の場合→決算等財務状態が確認できる書類

⑨ 提案書（A4判両面5枚以内）

⑩ 誓約書及び役員名簿

* なお、詳細については個別説明時に行う。

9 申請書の提出期限、場所及び方法

提出期限 : 平成29年1月10日（火） 17時

提出場所 : 長野県長野市鶴賀字峰村74番地
千曲川河川事務所 総務課

提出方法 : 持参（郵送での申請は認めない）

10 営業する者の特定方法

提案内容及び経営実績等を総合的に審査の上、営業する者を特定する。

問い合わせ先 : 長野県長野市鶴賀字峰村74番地
千曲川河川事務所 総務課 専門職
電話 026(227)7611

営 業 条 件

【千曲川河川事務所 自動販売機(飲料)】

項 目	営 業 条 件
施設の目的	千曲川河川事務所の職員及び来庁者の利便に資することを目的とし、職員の福利厚生 の増進のため、良質で低廉な物資の供給とサービスの提供のための施設である。
営業開始予定日	平成29年4月頃
営業日及び営業時間	通年、24時間とする。
衛生管理等	衛生管理及び安全管理は、委託業者において全責任を負うものとする。
契約期間	契約の期間は1年間とするが、最大5年に限り更新ができるものとする。 なお、契約期間終了後は、速やかに原状回復に努めること。
報告事項等	契約書(案)による。
提供価格	1本あたり130円(350ml缶類等)、160円(500mlペットボトル等)以下を基準とする。
提供品目	20種類程度のコーヒー、紅茶、ジュース、お茶等の缶飲料、ペットボトル飲料等を提供する こと。 当方からの銘柄要望に応じるよう努めること。 常に不足のないよう巡回を行い補充を行うこと。
精算方法	原則現金払いとするが、その他のシステム提案を受け付ける。
庁舎への出入り等	千曲川河川事務所庁舎管理規程に従うものとする。
備品類	自動販売機等必要となる備品類は運営業者が用意すること。 備品類の修理及び更新等は、業者において行うものとする。
消耗品類	運営上必要となる消耗品類は運営業者が用意すること。
その他	<p>①施設の営業に当たり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は委託業者が行う ものとする。</p> <p>②国有財産使用料は 年間10,300円程度 を予定しており、別途国有財産法に基づく 使用許可手続きをとるものとする。</p> <p>③支払い条件は次の通りである。 使用料は、1ヶ年分を北陸地方整備局の歳入徴収官の発する納入告知書により 指定期日までに納入すること。 指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じて 年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払うこと。</p> <p>④電気料については、子メーターを設置し、応分の負担料を支払うこと。</p> <p>⑤機器の搬入・搬出にあたっては、運営業者が全ての責任を負うものとする。</p> <p>⑥自動販売機には地震時に備えて転倒防止対策を講じること。</p> <p>⑦業者は空き缶等の回収箱を設置し、毎週1回以上空き缶等の回収を行うこと。</p> <p>⑧上記条件に記載のない事項については、別途協議する。</p>

営業条件に係る補足説明事項

① 自販機経営は職員及び来庁者の利便に資する目的をもって行うこと。
② 営業内容の第三者への譲渡又は請負を禁止する。
③ 事業設備の第三者への貸与及び許可した業種以外の利用は禁止する。
④ 設備及び物品の善良なる管理者の注意義務で管理すること。
⑤ 品質、分量、規格及び価額については職員及び来庁者等の利用しやすいものにする。
⑥ 従業員の身分保証、健康管理及び服務規律は営業者の責任において行うこと。
⑦ 契約期限は1年とし、期限経過後は1年ごとに最大5年まで契約の更新ができるものとするが期限経過後は速やかに施設等の現状回復を行うこと。
⑧ 営業条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議する。